

## 利用にあたって

### 1 用語の説明

○農林業経営体：農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。(※経営体の概念は、2005年センサスで初めて導入)

(1) 経営耕地面積が30アール以上の規模の農業

(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業

- ①露地野菜作付面積 15 アール
- ②施設野菜栽培面積 350 平方メートル
- ③果樹栽培面積 10 アール
- ④露地花き栽培面積 10 アール
- ⑤施設花き栽培面積 250 平方メートル
- ⑥搾乳牛飼養頭数 1 頭
- ⑦肥育牛飼養頭数 1 頭
- ⑧豚飼養頭数 15 頭
- ⑨採卵鶏飼養羽数 150 羽
- ⑩ブロイラ一年間出荷羽数 1,000 羽
- ⑪その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

(3) 権原に基づいて育林又は伐採を行うことができる山林の面積が3ヘクタール以上の規模の林業

(4) 農作業の受託の事業

(5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業

○農業経営体：上記「農林業経営体」の規定のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。なお、2000年世界農林業センサスでは、販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合わせた者となる。

○個人経営体（農家・林家）

：上記「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう。（一戸一法人は含まない。）

○組織経営体：世帯で事業を行わない者（家族経営ではない経営体）をいう

○法人経営体：上記「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう（一戸一法人は含まれる。）。

○農業経営体のうち家族経営

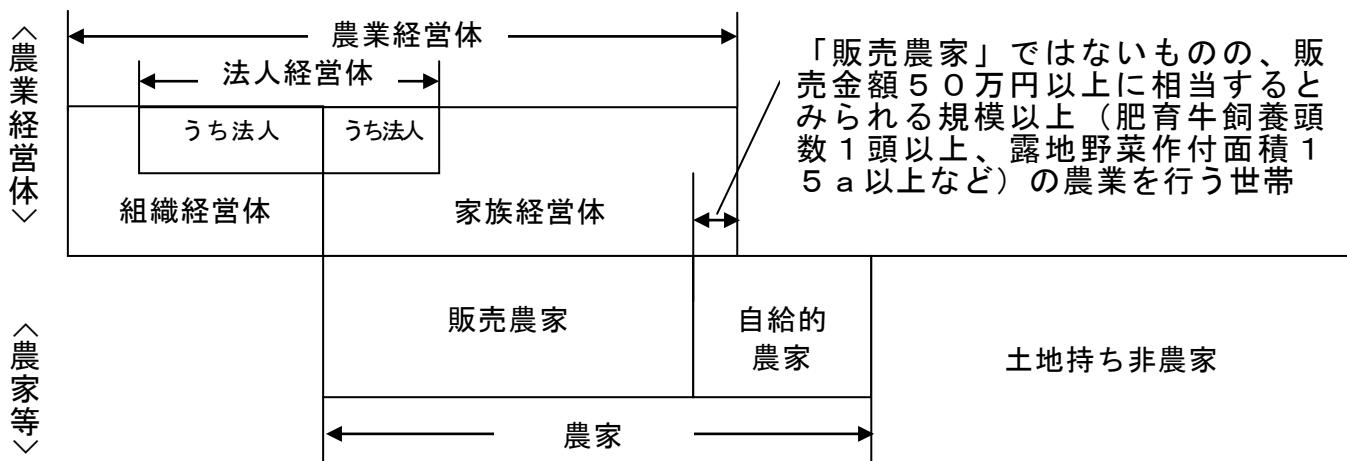
：前項「農業経営体」のうち個人経営体（農家）及び法人経営体のうち一戸一法人をいう。

○農 家：経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、1年間における農産物販売金額が15万円以上あつた世帯

○販 売 農 家：経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家

○自 給 的 農 家：経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家

○土地持ち非農家：農家以外で耕地及び耕作放棄地を合わせて5a以上所有している世帯



○主 業 農 家：農業所得が主で65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家

○準 主 業 農 家：農外所得が主で65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家

○副 業 的 農 家：65歳未満の農業従事60日以上の者がいない農家

○農 業 専 従 者：年間150日以上自営農業に従事した者

○農 業 従 者：満15歳以上の世帯員で自営農業に従事した者

○農業就業人口：15歳以上で自営農業のみに従事した者、又は農業とその他の仕事の両方に従事したが自営農業が主の者

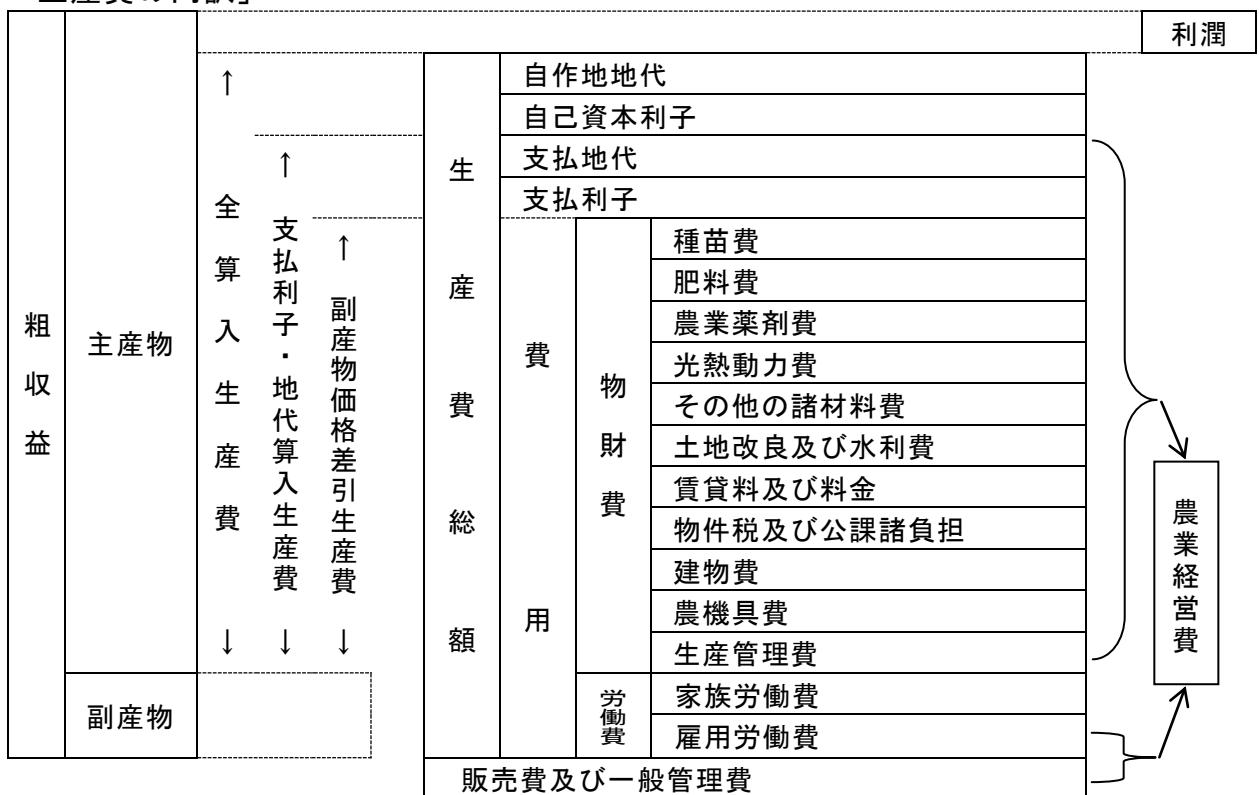
○基幹的農業従事者：農業就業人口のうち、ふだんの主な状態が仕事に従事していた者

		仕 事 へ の 従 事 状 況				
		農業のみ に 従 事	農業とその他の仕事に従事		その他の仕事 のみに従事	仕事に従事し な か つ た
			農業が主	その他の 仕事が主		
ふ だ ん の 主 な 状 態	主に仕事	基幹的農業従事者				
	主に家事 や 育 児	農業就業人口				
	そ の 他	農業従事者				

○農業後継者：15歳以上の者で次の代で農業経営を継承することが確認されている者（予定者を含む。）

- 農業産出額：品目別生産数量に品目別農家庭先販売価格を乗じて算出した額  
平成12年（2000年）までは「農業粗生産額」として表した。
- 生産農業所得：農業産出額から物的経費（減価償却費及び間接税を含む。）を控除し、経常補助金等を加算したもの。  
(生産農業所得 = 農業産出額 × 所得率 + 経常補助金等)
- 生産費：農産物（畜産物・繭を含む）の生産に要した肥料費・農薬費・労働費などの費用合計から副産物価格を控除したものをいい、費用の性格からいえば基礎原価的性格のものである。  
また、「支払利子・地代算入生産費」とは、生産費に、支払った利子・地代を加えたもので、「全算入生産費」とは、さらに、自己資本利子・自作地地代を擬制的に計算して加えたものである。

### 「生産費の内訳」



## 2 主要品目の動向（農業産出額・県推計）について

国の調査公表が行われていない平成30年における主要品目の動向（農業産出額・県推計）は、当該年の生産量や価格の動向をふまえ、本県独自で推計を行っている。（留意点）

- 算出式：個別品目の産出額=個別品目の生産量 \*1 × 個別品目の農家庭先価格 \*2  
 \*1 生産数量は、国の生産量（作物、畜産流通）統計等から引用  
 \*2 農家庭先価格は当該年の市場の価格動向等から県において算出  
 ○取扱い：統計上の数字としては、後日公表される国（生産農業所得統計）の産出額を用いている。

### 3 農業構造動態調査について

農林水産省「農業構造動態調査」については、5年ごとに行われる農（林）業センサスの中間年次における農業構造の年次変動を総合的に把握する目的で実施されているものであり、センサスと密接な関係を持つものであるが、センサスが全数調査であるのに対して農業構造動態調査は標本調査と調査方法が異なるため、両調査の結果は必ずしも連続しない。なお、平成18年（2006年）から、各都道府県別データは作成されないこととなった（統計部局の組織再編にともなう標本減少のため）。

### 4 地域の区分

センサスにおける地域の区分は下表のとおりである。

地域区分	市町村名
熊本	熊本市（旧植木町、旧城南町含む）
宇城	宇土市、宇城市、下益城郡美里町
玉名	荒尾市、玉名市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町
鹿本	山鹿市
菊池	菊池市、合志市、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町
阿蘇	阿蘇市、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡産山村、阿蘇郡高森町、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村
上益城	上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、上益城郡山都町
八代	八代市、八代郡氷川町
芦北	水俣市、芦北郡芦北町、芦北郡津奈木町
球磨	人吉市、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町
天草	上天草市、天草市、天草郡苓北町